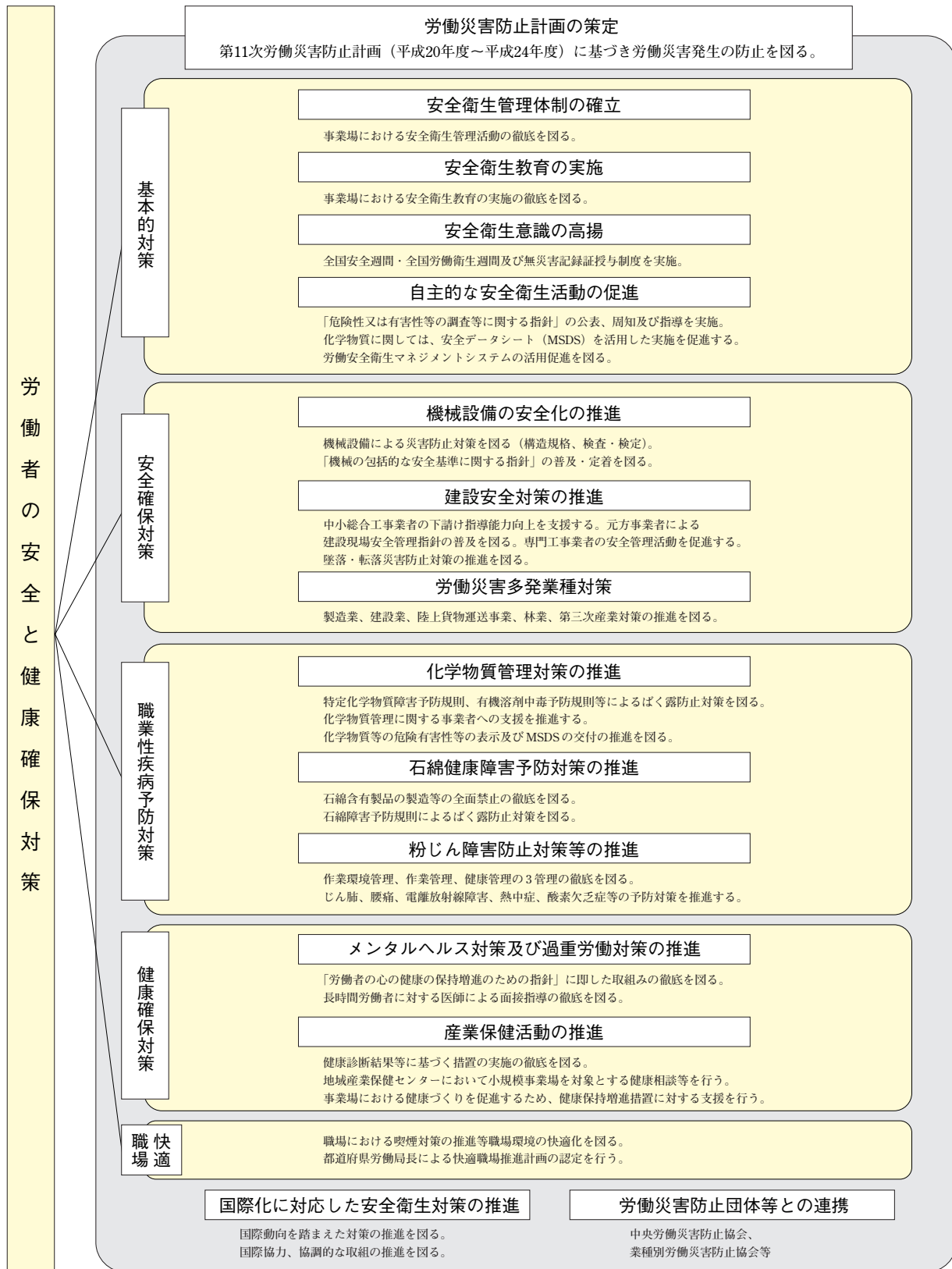


労働者の安全と健康を確保するための施策

詳細資料①

安全衛生施策の体系



詳細資料② 職場におけるメンタルヘルス対策

I 制度的枠組

1 労働安全衛生法令の措置

- (1) 長時間労働者に対する医師による面接指導の際にメンタルヘルス面の確認を行うこと。
- (2) 衛生委員会等において、メンタルヘルス対策の樹立に関して調査審議をすること。

2 事業者が取り組むべき措置

- (1) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を策定（平成18年3月公示）
指針では、事業者が講ずるメンタルヘルスキアの原則的な実施方法として、次の事項を示している。

- 1 衛生委員会等における調査審議
- 2 心の健康づくり計画の策定
- 3 4つのメンタルヘルスキアの推進
 - (1) セルフケア
 - (2) ラインによるケア
 - (3) 事業場内産業保健スタッフ等によるケア
 - (4) 事業場外資源によるケア
- 4 メンタルヘルスキアの具体的進め方
 - (1) 教育研修・情報提供
 - (2) 職場環境等の把握と改善
 - (3) メンタルヘルス不調への気づきと対応
 - (4) 職場復帰における支援
- 5 個人情報への配慮
- 6 小規模事業場における取組の留意事項

※事業外資源：事業場外でメンタルヘルスキアへの支援を行う機関及び専門家をいう。

- (2) 「職場における自殺の予防と対応」（自殺予防マニュアル）を策定（平成20年9月改訂）
- (3) 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を策定（平成21年3月改訂）

3 都道府県労働局、労働基準監督署による指導

事業場に対して、上記指針等に即した取組みを指導。

II 職場におけるメンタルヘルス対策促進のための国の支援措置

1 総合的支援

- (1) メンタルヘルス対策支援センターの設置、運営等
メンタルヘルス不調の予防から早期発見と適切な対応、休業者の職場復帰に至るまで、総合的な支援を実施
 - ① 予防から復職支援まで対応する総合相談を実施
 - ② 専門家による個別事業場に対する訪問支援を実施 等

2 情報の提供

メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設（平成21年10月、<http://kokoro.mhlw.go.jp/>）
職場のメンタルヘルス対策に関する総合的な情報提供を実施

3 その他

- (1) 精神科医等に対する産業保健に関する研修を実施
- (2) 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスに関する研修を実施
- (3) 全国約350箇所にある地域産業保健センターにおける労働者とその家族に対する相談会を実施
- (4) 全国19箇所にある労災病院における「勤労者 心の電話相談」を開設

4

労働条件・労使関係

詳細資料③ 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の概要

(平成14年2月策定、平成20年3月改定)

過重労働による健康障害防止のためには、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に関する措置を適切に実施することが重要である。このため、「過重労働による健康障害を防止するための事業者が講ずべき措置」を定めるとともに、国が行う周知徹底、指導等の所要の措置をとりまとめ、これらにより過重労働による健康障害を防止することを目的とするものである。

過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置

(1) 時間外・休日労働時間の削減

- 36協定締結時における「限度基準」の遵守
- 労働時間の適正な把握 等

(2) 年次有給休暇の取得促進

(3) 労働時間等の設定の改善

(4) 労働者の健康管理に係る措置の徹底

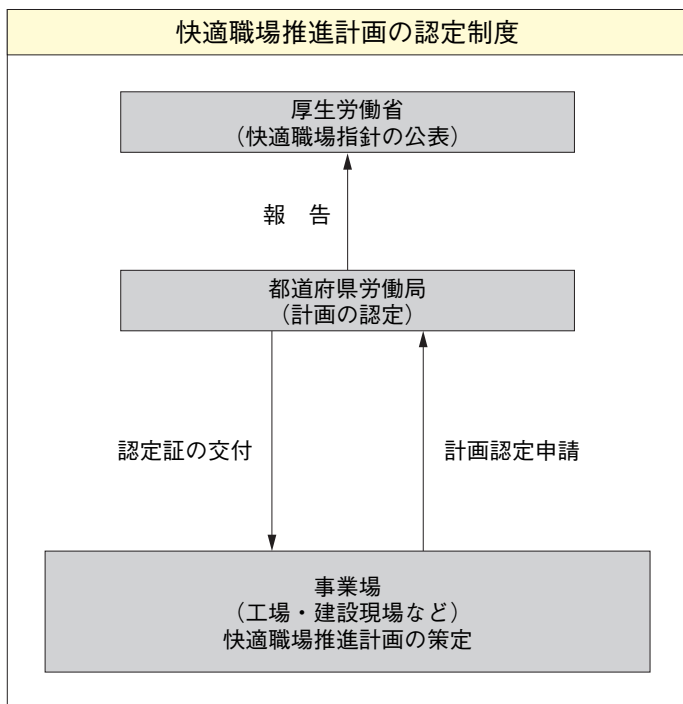
- ①健康管理体制の整備、健康診断の実施等
 - ・産業医、衛生管理者、衛生推進者等の選任及びその者による健康管理の実施
 - ・衛生委員会の設置等健康管理体制の整備
 - ・健康診断及びその事後措置の確実な実施 等
- ②長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等
 - ・医師による面接指導の実施及びその事後措置等の実施
 - ・面接指導等を実施するための手続等の整備
 - ・小規模事業場における面接指導等の実施を促進するための地域産業保健センターの活用
- ③過重労働による業務上の疾病を発生させた場合の原因の究明及び再発防止

国が行う所要の措置

- 36協定における時間外労働に係る窓口指導等
- 時間外・休日労働が月45時間を超えているおそれのある事業場を対象とした監督指導等
- 過重労働による業務上の疾病が発生した場合の再発防止対策を徹底するための指導等

詳細資料④ 快適な職場環境づくり

事業者は、法律（労働安全衛生法）で快適な職場環境を形成するよう努めなければならないとされている。事業場は快適職場指針によって快適職場推進計画を作成し都道府県労働局に提出し、適切なものと認められる場合には、その旨の認定を受けることができる。



快適職場指針の概要

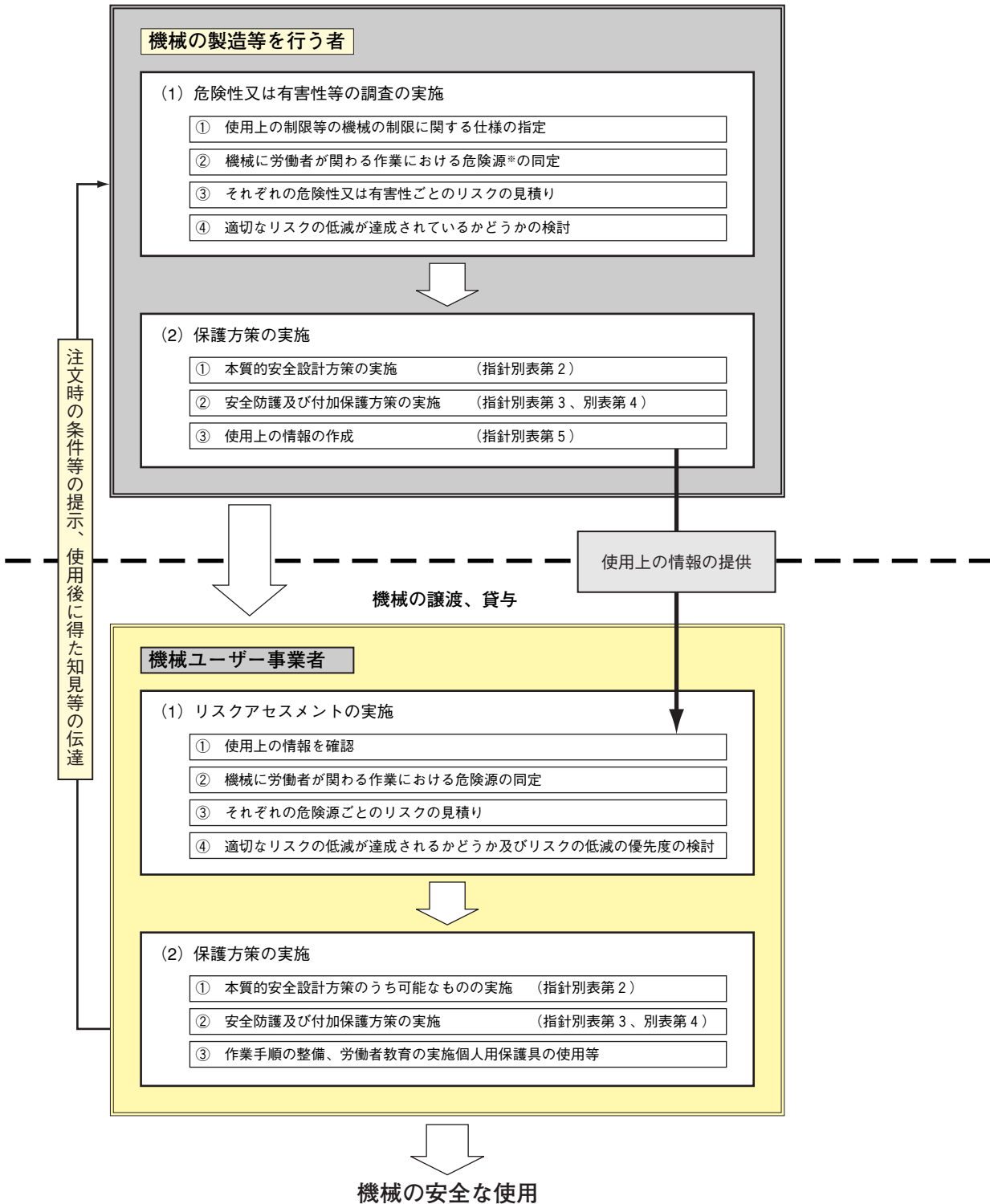
- 1 講ずる措置の内容
 - (1) 不快と感じることがないように、作業環境を適切に維持管理する。
 - (2) 心身の負担を軽減するため、不自然な姿勢での作業や相当の筋力を必要とする作業等について、作業方法を改善する。
 - (3) 疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室等を設置・整備する。
 - (4) 洗面所、トイレ等職場生活で必要となる施設等を清潔で使いやすい状態に維持管理する。
- 2 考慮すべき事項
 - (1) 快適な職場環境を形成、維持管理するための継続的かつ計画的な取組のために必要な措置を講ずる。
 - (2) 作業者の意見ができるだけ反映されるよう必要な措置をとる。
 - (3) 年齢等、個人差に配慮する。
 - (4) 職場に潤いを持たせ、緊張をほぐすよう配慮する。

④

労働条件・労使関係

詳細資料⑤ 機械の包括的な安全基準に関する指針（概要）

機械の包括安全指針に基づく機械の安全化の手順



詳細資料⑥ 厚生労働省の石綿（アスベスト）対策の概要

石綿とは、アスベストとも呼ばれる天然に産出する繊維状鉱物であり、人に対する有害性として、石綿粉じんを吸入した際には、数十年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫等の健康障害を生じさせることがある。

今後の被害を未然に防止するための対策

1. 石綿等の製造等の全面禁止（労働安全衛生法）

- ・「アスベスト総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚会合）を踏まえ、平成18年9月1日より、例外的に製造等の禁止が猶予されている製品（適用除外製品等）を除き、石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供、又は使用を全面禁止
- ・適用除外製品等については、代替品の安全性が確認されたものから順次、製造等を禁止（平成23年度中に代替化完了見込み）

2. 建築物等解体時等の飛散防止・ばく露防止対策（石綿障害予防規則）

- ・平成17年2月に石綿障害予防規則を制定し、対策を強化 ← 従来、特定化学物質障害予防規則で規定

[石綿障害予防規則の概要]

建材等の事前調査、当局に対する届出、作業場所の隔離、呼吸用保護具の使用、作業の記録の保存、健康診断の実施 等

国民の有する不安への対応

3. 退職された方に対する健康管理（労働安全衛生法に基づく健康管理手帳制度）

- ・石綿を取り扱う業務に一定期間従事した経歴がある方等に対し、健康管理手帳を交付（国の費用で健康診断（半年ごとに1回））

4. 石綿ばく露作業による労災認定を受けた労働者の所属事業場等の公表

隙間のない健康被害者の救済

5. 労働者災害補償保険法に基づく救済

- ・石綿による業務災害にあった労働者又はその遺族に対する保険給付

6. 石綿健康被害救済法による救済

- ・労災保険に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に対する特別遺族給付金の支給

4

労働条件・労使関係

詳細資料⑦ 化学物質による労働災害防止対策

化学物質は、産業の発展や豊かな生活の実現のために大きく貢献しており、現代の社会生活には欠くことのできないものだが、このように有益なものである反面、危険性や有害性を持つものも多く、その取扱いによって人の健康に影響を及ぼすこと等があるため適切な管理を行うことが必要となる。

厚生労働省では、化学物質の有害性の調査（動物実験による発がん性等の調査）の的確な実施、化学物質の危険有害性表示制度（ラベリング、化学物質等安全データシート（MSDS）の交付）の周知徹底、事業場における化学物質の自主的な管理の定着の推進など、化学物質による労働者の労働災害防止対策を推進している。

職場における化学物質 危険性又は有害性等の調査等の対象 約 60,000 物質

MSDS の作成・交付対象物質 640 物質

特別規制対象物質 110 物質

特定化学物質障害予防規則（54 物質（うち 7 物質は製造許可対象物質と重複））

塩素 エチレンオキシド クロム酸 シアン化水素 弗化水素 ベンゼン 水銀 アンモニア 一酸化炭素
ホルムアルデヒド 塩化水素 等

有機溶剤中毒予防規則（54 物質）

アセトン キシレン クロロホルム 四塩化炭素 トリクロルエチレン トルエン ノルマルヘキサン
メタノール ガソリン 石油ナフサ 等

鉛中毒予防規則

四アルキル鉛中毒予防規則

製造許可対象物質 7 物質

ベリリウム 等

健康障害防止指針対象物質 18 物質

酢酸ビニル ビフェニル 等

製造等の禁止対象物質 8 物質

ベンジジン 石綿 等

詳細資料⑧ 危険性又は有害性等の調査等

職場の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置

危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）とは、作業に伴う危険性又は有害性を洗い出し、リスク（負傷又は疾病の重篤度と発生可能性を組み合わせたもの）を評価するもの。

※ 改正労働安全衛生法（平成18年4月施行）において事業者の努力義務化

実施の手順

- ① 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定
- ↓
- ② 特定された危険性又は有害性ごとのリスクの見積り
- ↓
- ③ 見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定
- ↓
- ④ リスク低減措置の検討及び実施
- ↓
- ⑤ リスクアセスメントとリスク低減措置の記録

リスクの見積り・評価の例

災害の重篤度 ×：致命的・重大（死亡災害や休業1月以上の災害）、△：中程度（休業1月未満の災害）、○：軽度（かすり傷程度）

発生の可能性 ×：高い又は比較的高い（毎日危険性又は有害性に接近するもの／かなり注意しても災害につながるもの）
 △：可能性がある（修理等の作業で危険性又は有害性に時々接近するもの）
 ○：ほとんどない（危険性又は有害性に接近することは滅多にないもの）

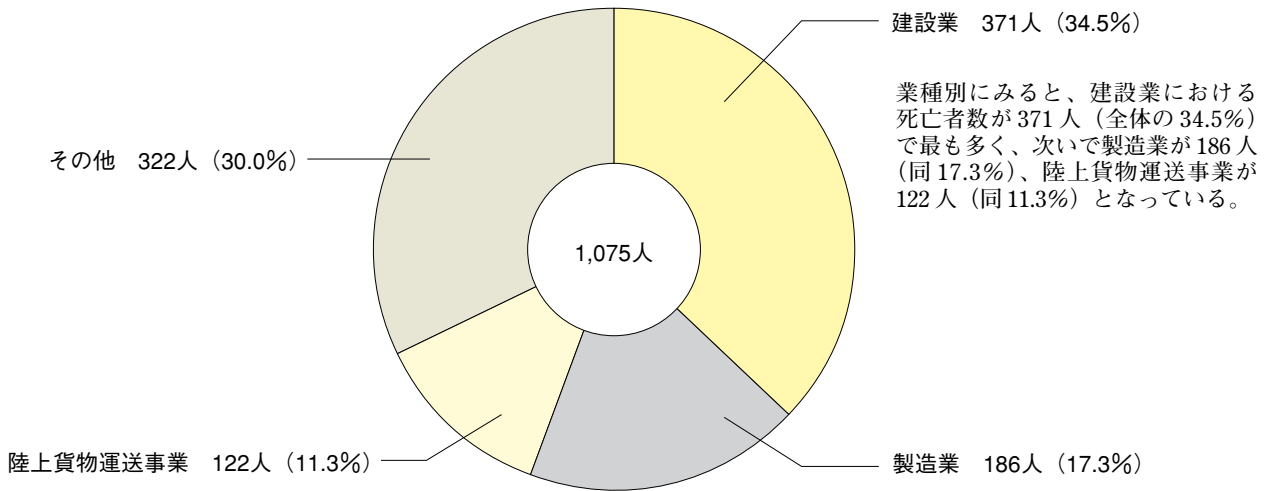
災害の重篤度と発生の可能性との組み合わせからリスクを見積もる。

		災害の重篤度		
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○
発生 の 可 能 性	高い又は比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	ほとんどない ○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

リスクの程度

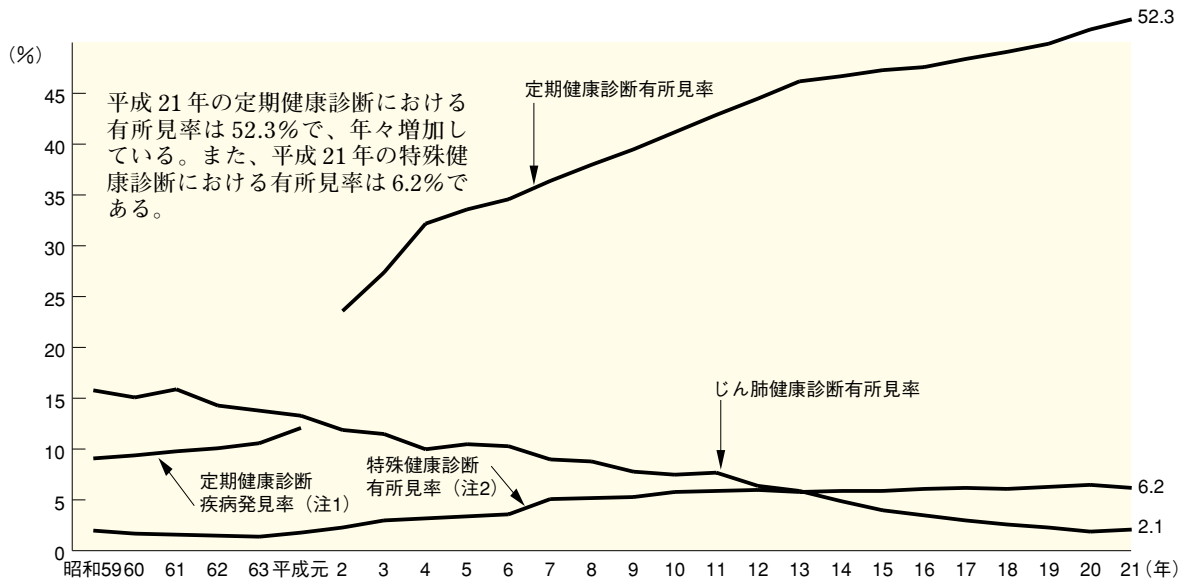
リスクの程度 Ⅲ： 直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある
 Ⅱ： 速やかにリスク低減措置を講ずべきリスクがある
 Ⅰ： 必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある

詳細データ① 業種別死亡災害発生状況（平成21年）



資料：厚生労働省労働基準局調べ。

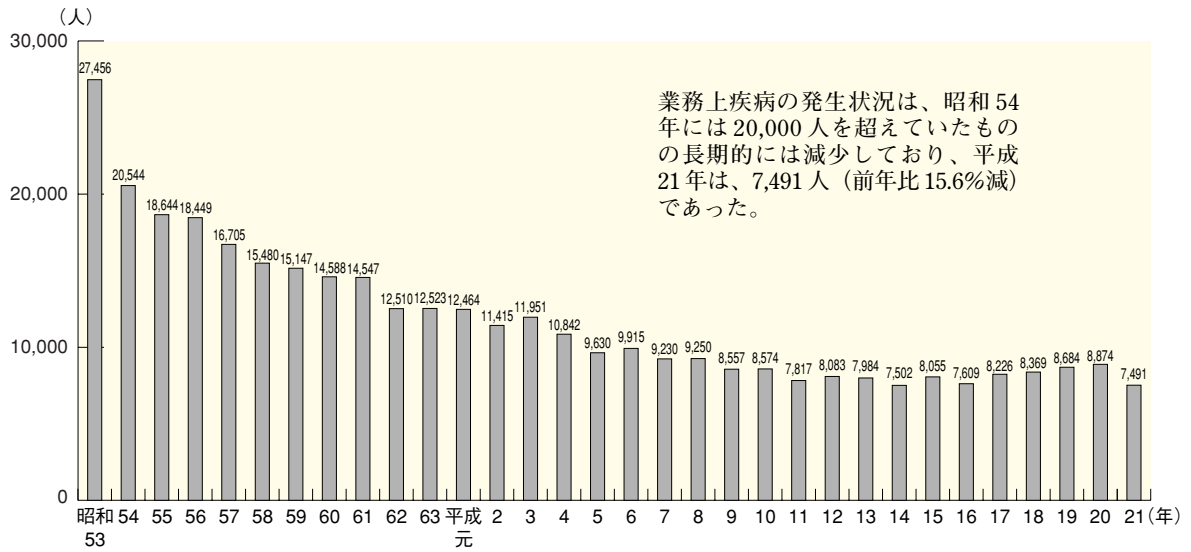
詳細データ② 年別健康診断結果



資料：厚生労働省労働基準局調べ。

- (注) 1. 平成元年10月定期健康診断項目改正
 2. 平成元年10月有機溶剤及び鉛健康診断項目改正
 3. 平成7年特殊健診の集計方法変更
 4. 平成11年1月定期健康診断項目改正

詳細データ③ 年別業務上疾病者数



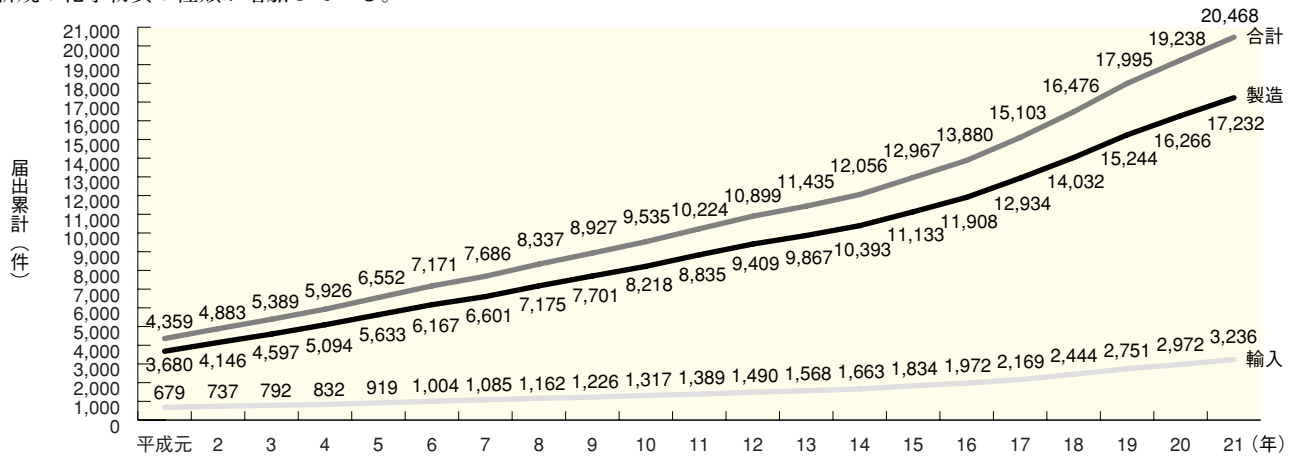
資料：厚生労働省労働基準局調べ。

4

労働条件・労使関係

詳細データ④ 新規化学物質製造・輸入届出状況 年別（製造・輸入）

現在までに、わが国の産業界で使用されたことのある又は現に使用されている化学物質は、主なものだけでも約60,000種類を数えるといわれており、需要の多様化に伴い、毎年、新たに約1,200種類の化学物質が生み出されている。特に最近では、使用量の少ない新規の化学物質の種類が増加している。



資料：厚生労働省労働基準局調べ。